

改正

令和2年12月1日訓令第107号

鹿角市地域維持型市道管理業務に係る共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市地域維持型市道管理業務（以下「管理業務」という。）を実施するために結成される地域維持型共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱について、鹿角市入札参加資格に関する要綱（平成22年鹿角市訓令第73号。以下「参加資格要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理業務 安定した道路維持作業の遂行と次世代の担い手育成の促進を図るため、市道の維持管理に必要な道路巡視並びに舗装修繕及び草刈等の維持管理業務を一つの包括的な業務として共同企業体に発注する業務をいう。
- (2) 共同企業体 管理業務を行うため、地域の建設業者が継続的な協業関係のもと、実施体制を安定的に確保するために結成される企業体をいう。

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する構成員数は、2業者以上10業者以内とする。ただし、構成員は、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

(要件)

第4条 共同企業体は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員は、共同企業体を結成する年度の入札参加資格者名簿に「一般土木」又は「舗装」として登録されている市内に本社を有する建設業者であること。
- (2) いずれかの構成員が「舗装」の入札参加資格を有していること。
- (3) 運営形態は、全構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出して一体となって業務を履行する共同施工方式であること。
- (4) 前号の趣旨に鑑み、出資をしない建設業者を構成員に含めないこと。
- (5) 申請日時点において、指名停止措置を受けている建設業者を構成員に含めないこと。

(代表者)

第5条 共同企業体の代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する建設業者とする。

2 前項の基準は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値の「土木一式」及び「舗装」の合計によるものとする。

(一般競争入札における共同企業体の結成)

第6条 共同企業体の結成は、入札公告による資格要件に基づき建設業者が自主的に行うものとする。

2 前項により結成された共同企業体は、入札公告で指定する期日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 共同企業体入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) その他参加資格に必要と認める書類

(有効期間)

第7条 前条の規定により決定される入札参加資格は、参加資格要綱第6条の規定にかかわらず、決定の対象となった業務についてのみ有効とする。

(存続期間等)

第8条 管理業務に係る委託契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該契約の履行

後 1 月を経過する日までとする。なお、当該業務につき契約不適合責任がある場合は、当該期間終了後においても、各構成員は共同連帯して責任を負うものとする。

- 2 管理業務の入札への参加のために結成された共同企業体のうち、当該業務に係る委託契約の相手方にならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月 1 日訓令第107号）

この要綱は、令和 2 年12月 1 日から施行する。（後略）

地域維持型共同企業体入札参加申請書

年 月 日

鹿角市長 殿

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

このたび、連帯責任によって受注及び履行に係る事業を共同連帯して行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、鹿角市が発注する業務委託の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて申請します。貴発注に係る当該業務委託について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 業務の入札及び見積に関する一切の権限
- 2 業務委託契約に関する一切の権限
- 3 委託料及び概算払金の請求、受領に関する一切の権限
- 4 その他業務の履行に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

地域維持型共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、鹿角市が発注する 業務委託（以下「業務」という。）の受注及び履行に係る事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 地域維持型共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を鹿角市 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後1か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 業務を受注することができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業の代表は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料及び概算払金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

会社 %

会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の

基本に関する事項、資金管理方法、再委託先企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当企業体の代表者である構成員の代表者が当たるものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

4 運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類を作成しなければならない。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び再委託契約その他の業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了後に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までには脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用

するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該業務目的物が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

会社外 社は、上記のとおり、協定を締結したので、その証拠として、この協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地

商 号

代表者

印

所在地

商 号

代表者

印